

## 振込票の控（受領証）の確定申告添付書類としての利用について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用を受ける場合、確定申告書への添付書類について、振込票の控（受領証）（※）によることが可能とされました。

（※）振込票の控（受領証）：郵便振替の半券

確定申告書の添付書類として使用可能な書類は、下記のとおりです。

- ・ 寄附者の氏名、住所、寄附金の額及び寄附をした日の記載があり、かつ、当該寄附金がふるさと納税である旨の印字のある振込票の控（受領証）
  - ※ 原本に限るものであり、ATM（現金自動預け払い機）での振込等により受領する控（受領証）は含みません。
  - ※ 「寄附をした日」の記載は、金融機関の受領印でも差し支えありません。